

文化的例外の第二幕（デジタル時代の文化政策） -フランスのルスキュール報告書第1巻の構成と80項目の提言-

Summary of Lescure Report in France

長塚真琴*

Makoto Nagatsuka

Email: ngtk@dokkyo.ac.jp

フランスでピエール・ルスキュールらによって執筆され、2013年5月13日に提出された報告書のうち第1巻の構成と80項目の施策提言、そして、報告書の基調をなす考え方を示す「総括」の序文を翻訳紹介する。報告書第1巻は、A. オンライン上の作品や文化的提供物への公衆アクセス、B. 創作者の報酬と創作活動への資金供給、C. 知的所有権の保護とアップデートの3つに大きく分かれる。このうち、日本にとって示唆するところが大きいのは、Aでは、デジタル技術による新たな創作や既存作品のデジタル化に対する公的支援の、多種多様な充実策であろう。Bでは、インターネットに接続して文化的コンテンツを視聴可能な機器への、私的録音録画補償金制度とは別個の新たな課税提案が目立つ。Cでは、インターネット上の非商業的なファイル交換に対して現状とられている「三振ルール」の緩和提案が特に興味深い。

Summarized Japanese translation of volume 1 of Lescure Report which was submitted to French President and Minister of Culture on May 13 2013. The volume consists of three parts : A. Public access to online cultural works and offers, B. Creators' rewards and fundraising for creation, C. Protection and adaptation of intellectual property right. This report is very interesting for Japanese cultural policy in the age of digital network.

*: 獨協大学法学部



1. はじめに

本稿は、フランスの文化大臣からピエール・ルスキュールに委嘱され、2013年5月13日に大統領に提出された報告書¹のうち、第1巻の翻訳紹介である。執筆責任者のルスキュールはもともと放送番組プロデューサーで、民間有料テレビ局カナル・ブリュス(Canal+)の創設者の1人となり、社長も務めた。彼は、文化だけでなく法・財政・技術など様々な専門知識をもつ、30代の若手中心の8人の執筆チームを率いて²、精力的に聴聞や調査をおこない、委嘱から約9ヶ月で報告書を完成した。

報告書は2巻から成り、そのうち第2巻(全229頁)は、委嘱状、聴聞記録、一般参加ブログ³の記録など「方法論」に充てられている。

第1巻(全478頁)が本文であり、35頁にわたる「総括」(synthèse)と、41件の「資料」(fichiers)から成る。総括に結論がまとめられ、資料には、総括の記述を裏付ける統計数値や判例等が集められている。

本稿Iは、総括の序文の全訳である。ここには、この報告書の基調をなす考え方が述べられている。IIでは、まず総括の目次を頁数と共に太字で示し、総括のどの記述がどの資料に裏付けられているかがわかるように、資料の番号・標題・頁数を示した。各資料の末尾にはたいてい、具体的な施策の「提言」(propositions)がいくつか書かれており、それらを合計すると全80項目にのぼる。80項目の提言は、一覧できるよう巻末にまとめてある(473~478頁)。本稿では、提言をそれが出てくる資料の後に並べた。提言の訳は巻末一覧により、巻末一覧と資料末尾で提言内容に違いがあるときは注記した。

本稿はあくまで、ルスキュール報告書の読み方を案内する資料であり、解説は目的としていない。ただ一応、要点を指摘しておく、報告書の主張は、A. オンライン上の作品や文化的提供物への公衆アクセス、B. 創作者の報酬と創作活動への資金供給、C. 知的所有権の保護とアップデート、の3つに大別される。このうち、日本にとって示唆するところが大きいのは、Aでは、デジタル技術による新たな創作や既存作品のデジタル化への公的支援を充実させるための、特別会計(提言5・46・48)の創設を含む多種多様な方策であろう。ただしこの部分を真に理解するには、映画製作支援を中心とする、これま

1

<http://www.culturecommunication.gouv.fr/Actualites/A-la-une/Culture-acte-2-80-propositions-sur-les-continus-culturels-numeriques>

2

<http://www.culture-acte2.fr/composition-de-la-mission/>

3 <http://www.culture-acte2.fr/forum/participer/#>

でのフランスの文化政策に関する知識が必要である。Bでは、既存の私的録音録画補償金制度の改良提案(提言40~42)に加えて、インターネットに接続して文化的コンテンツを視聴可能な機器への新たな課税提案(提言48・49)がなされていることが注目される。Cでは、「三振ルール」を緩和してインターネット上の非商業的なファイル交換を許容する方向の提案(提言55~57)と、商業的侵害には厳しく臨む提案(提言59~67)とが、同時になされていることが興味深い。

I. 「総括」の序文(5頁)

フランスは、1980年代より、文化的例外という概念を国際社会に広めてきた。文化は、作品の創作および普及と切り離すことができないから、普通法や市場経済の一般原則に全面的に委ねられるべきではないという考え方である。文化的例外は、文化が経済的側面をもつことを肯定しつつも、文化の倫理的、政治的、社会的広がりを認め、それを守ろうとする。この広がりによって、文化は、人間の尊厳を基礎づけるものの1つとなる。

文化的例外の概念は、文化的作品の創作、製作、配給、普及を促す首尾一貫した一連の施策となって現れる。規制のメカニズム、資金調達的手段、税法上の仕掛け、等々…。特定の文化領域に固有のもの(書籍の再販売価格統制、映画の二次利用の規制、投資および普及の義務、映画および視聴覚製作支援会計、フランス歌曲クオータ制)もあれば、より一般的な射程をもつもの(私的複製補償金制度、付加価値税率の軽減)もある。それぞれの特徴を保ちつつ、これらの施策は共通の原則に従う。それは、創作の多様性の支援、フランス語によるフランス的な創作の促進、良質で変化に富んだ文化的提供物に公衆がアクセスできること、そして、作品の利用と普及から利益を得る者が創作の資金を負担することである。

情報通信技術の発展は、これらの施策のうちの数々を問い直し、ときに脅かす。インターネットは本来、国際的な交易をもたらすようにできており、外国企業をフランス市場に呼び込む。こうした外国企業には、規制や資金調達に関する国内法のメカニズムは適用できない。技術進歩とそれによる作品利用の増加は、創作者や文化産業の収益源を掘り崩す。オンラインの合法的な作品提供サイトは未熟で収益性も低く、ほぼ無数に存在する無料の違法な作品提供サイトとの競争に、否応なくさらされている。クラウド・コンピューティングの隆盛により、物理的媒体への情報蓄積の機会は減り、私的複製補償金制度は揺らいできている。

しかし、何より大事なことだが、技術とデジタルなサービスの発展は、創作者にとっても公衆にとっても、すばらしいチャンスである。創作者はその作

品をこれまでよりも簡単に創作し、製作し、普及させることができる。公衆は、媒体に納められたこれまでの文化的商品よりも安価で、より豊かで多様な文化的提供物に、常にアクセスすることができる。従って、文化的例外第2幕の課題は、文化的例外の基本原則を保ちつつ、このチャンスを生かすことである。その2つの目的を両立させるには、媒体による頒布とアナログ伝達の旧世界を前提に考えられた仕組みを、根底から変えていく必要がある。

断固として野心的な文化政策を言葉で定義する必要がある。それは、公衆の権利と创作者の権利の双方を尊重する政策である。両者の利益は、密接に結びついており、徹底して同じところに収束している。一見するとそのようには見えず、からかいの種となっているけれども。また、文化産業とデジタル産業も、調査団による聴聞がその例をたくさん描き出しているように、一見すると対立している。しかし、この見せかけの対立も、必ずや克服されるべきものである。「コンテンツ」の創作や製作に携わる者と、その普及や頒布をおこなう者とは、互いを敵どうしではなく、パートナーとして考えるべきなのである。

一方で、デジタル技術の可能性によって、公衆がもっと作品にアクセスできるようにすべきである。そのためには、オンラインの文化的提供物が質量ともに、より豊かになる必要がある (A)。他方で、文化的作品のデジタル利用は、文化の経済的側面において、徐々に重要な位置を占めるようになってきている。従ってここからは、创作者に適切な報酬が支払われ、創作活動への適切な資金供給がなされなければならない。これらは、新たな創作が続いていくためには必要不可欠である (B)。これら2つの目的が交わるところで、知的所有権—创作者と公衆との間でなされた妥協の法的表現—は、その規定においても運用においても、デジタル時代の課題に適合したものとなるべきである (C)。

II. 「総括」の目次、資料、提言

A. オンライン上の作品や文化的提供物への公衆アクセス (6頁)

1. 作品をデジタル環境でより利用しやすくし、作品が活発に提供されるようにする (8頁)

資料A-1. 合法的に提供されている無媒体の文化商品の現況 (47~56頁)

資料A-2. 公衆の期待と合法的提供物の受信状況 (57~68頁)

a. 作品のデジタル利用を促進する (8頁)

資料A-3. デジタル時代の利用義務 (69~81頁)

提言1. デジタルを作品利用の主たる方法とするような業界ルールを定めるよう、関係団体間の交渉を誘導する。この業界ルールは、将来政令によって拡張される。永続的で一貫したデジタル利用義務の要件を定め、デジタルとアナログの利用義務を連関させる。

提言2. 創作やデジタル化への公的援助を受けるとして、当該作品を一定のデジタル文化サービスのうち少なくとも1つで利用可能とすることを義務付ける。

提言3. 文化通信省および著作権高等評議会 (CSPLA)の監督の下、関係団体間の交渉を、あらゆる文化セクターにおける孤児著作物の強制的集中管理を実現する方向へと誘導する。

資料A-4. デジタル化支援 (83~88頁)

提言4. 利用により採算がとれる見込のある作品のデジタル化に関しては、返済義務付き前払金の形で、映画・文化産業資金調達機関(IFCIC)を優先的に出動させる。

提言5. 商業的成功可能性は低い文化的関心の高い作品については、デジタル化支援会計 (compte de soutien à la transition numérique) から、補助金の形で財政出動する。これにつきどの映像資料を優先するかは、文化的関心と媒体の傷み具合により決定する。

提言6. このどちらにもあてはまらない作品もあると考えられる。これらについては、すでに国立映画センター(CNC)で採られているような、補助金と返還義務付き前払金を併用した混合的助成を適用するのがふさわしい。

b. 映画の二次利用の規制(chronologie des médias)を緩和する (9頁)

資料A-5. 二次利用の規制(89~106頁)

提言7. 映画に関係する業界を、2009年7月6日合意を以下に列挙する方向へと修正するよう誘導する。すなわち、オンデマンドビデオを劇場公開後3ヶ月で解禁する。その対象は、すべてのオンデマンドビデオサービスとすることも、協定に基づき自主的に参加するサービスとすることも考えられる。国立映画センターに専門家委員会を置き、試行実験⁴や例外⁵についてはそこで決定する。

⁴ 106頁 (資料A-5末尾の提言7) では、ここに「劇

有料オンデマンドビデオは劇場公開後18ヶ月で解禁する。100部以下しか製作されていない映画には、繰り上げ解禁(fenêtre glissante)の原則を導入する⁶。テレビ放映中にオンデマンドビデオの権利を凍結することを、禁止ないし制限する。

提言8. 2009年7月12日法を改正し、ビデオディスクの解禁時期に関する合意の適用範囲を広げる。

提言9. 外国のシリーズ番組がオンラインやテレビで利用可能となるまでの時間を短縮するため、伝達プロセスのデジタル化等の努力をするよう、配給元を誘導する。

2. 革新的で文化多様性のある一連の文化的サービスが発展するよう支援する（10頁）

資料A-6. 文化多様性とデジタルな文化的サービス（107～115頁）

a. 競争の歪みを正す（11頁）

資料A-7. オンライン文化市場における競争の歪み（117～124頁）

提言10. オンラインサービスの付加価値税に関する消費者居住国ルールが、2015年1月1日の期限通りに適用されるよう注視する。

提言11. 個人情報収集行為への課税を検討するにあたり、デジタル文化サービスに固有の課題を考慮する。

提言12. フランスおよびEUの当局に働きかけ、競争法が適用されるべき有効市場を画定する。

b. 各種支援制度をデジタル時代の課題に合わせる（12頁）

資料A-8. デジタルな文化的サービスへの支援（125～142頁）

提言13. EU諸機関に対し、普及頒布助成（特に

場公開より前または同時のサービス開始、プレミアム付きオンデマンドビデオ、位置表示機能付きオンデマンドビデオ）が入る。

⁵ 同様に、「(20部以下しか製作されていない映画や、商業的に失敗した映画)」が入る。

⁶ 同じ箇所においては、この後に、「特定のオンデマンドビデオサービスから事前出資を受けていない映画について、オンデマンドビデオサービスを引き受ける者が出やすくするために」と続く。なお、繰り上げ解禁の原則については、101頁も参照。

オンライン文化サービスへの助成)を、文化振興に関する様々な助成の中に位置付けるよう主張する。

提言14. 映画・文化産業資金調達機関(IFCIC)を公的投資銀行(BPI)により強く関連付け(枠組協定への署名)、産業別の支援窓口⁷との共同出資を促進して、デジタル関連諸施策の位置付けを高める。その際、文化産業⁸のデジタル化を支援し、革新的で編集方針のしっかりしたデジタルサービス(特に、公私の文化的メディアを互いに結び付けるようなもの)を助成する。

提言15. 映画・視聴覚産業金融公社(SOFICA)を、オンデマンドビデオの発展に貢献するよう誘導する。具体的には、税制面でより優遇し、オンデマンドビデオの収益への関与のみを対価として、映画製作に投資することを可能にする。

c. 文化の提供がオンラインで適法になされるように助成する（13頁）

資料A-9. 文化のデジタル提供の適法化（143～154頁）

提言16. 視聴覚メディアサービス(SMA)指令を改正し、その物理的適用範囲(配給を念頭においた「編集責任」の再定義)と、地理的適用範囲(「サービス施設」の概念を通じたサービス実施国法の適用)を見直すよう主張する。

提言17. 視聴覚高等評議会(CSA)の監督の下、自主的参加(多様性の発揮、創作活動への資金供給、手頃な価格と非商業的提供への支援)と利益誘導(消費者または作品に対する助成へのアクセス)のバランスのとれた協定メカニズムを導入する。この協定メカニズムをデジタル文化サービス全般に拡大適用し、CSAを、一方向・双方向を問わない文化的・視聴覚的メディアの規制当局とする。

提言18. CSAにオンラインの文化的慣行の調査研究を委嘱する。

資料A-10. 流通とユーザーへのアクセス(155～166頁)

提言19. CSAの監督の下、あらゆる情報流通事業者(プロバイダ、ネット接続端末メーカー、アプリストア経営者、そしてソーシャルメディアプ

⁷ 142頁(資料A-8末尾の提言14)では、ここに「国立映画センター(CNC)、国立書籍センター(CNL)、ジャーナリズム支援基金)」が入る。

⁸ 同様に、「特に音楽とビデオゲーム」が入る。

プラットフォーム)に、紛争処理手続を具備した一定の文化的サービスを提供する義務を課す。

提言20. あらゆる情報流通事業者に、公的機関が編集した双方向的文化提供サービスを利用可能にし、それらを、様々なアクセスプラットフォームで利用可能な検索手段において、埋没させないことを義務付ける。

d. 文化的例外を保ち、現代化する (14頁)

資料A-11. 国際取引ルールにおける文化的例外(167～171頁)

3. 手頃な価格で使いやすい提供物を、公衆の権利を尊重しつつ提供する (15頁)

a. 無料ないし手頃な価格の提供物が現われるよう支援する (15頁)

資料A-12. デジタル時代の文化商品の付加価値税 (173～183頁)

提言21. 共同体指令2006/112/CEの見直しにおいて、技術的中立性原則の確立を支持する。この原則により、ある財またはサービスが、媒体によって頒布されてもオンラインで配信されても、同一の付加価値税率が適用される。

提言22. 付加価値税率の低減を受けられる電子サービスが、十分に柔軟な方法で決定されるよう注視する。それは、創作性や革新の妨げとなつてはならず、また、適否の基準について解決困難な問題を生じるものであってはならない。EU加盟国が、低減税率を享受できる文化的な財やサービスを、一定のリストの中から自由に選択しうよう規定の仕方を支持する。

資料A-13. 図書館におけるデジタルサービス (185～193頁)

提言23. 出版社が、図書館におけるデジタル利用の集中管理を自発的におこなうよう誘導する。それが不可能なときは、指令2001/29と2006/115を必要に応じて改正することも視野に入れつつ、共同体規模でこの問題を考察する。

提言24. 会員登録によるアクセスコントロールと「電子透かし」型のDRMを用いて、図書館における提供を促す。電子書籍単一価格法を改正し、出版社に、明確・透明かつ差別を伴わない形で、図書館向けの提供をするよう義務付ける。

提言25. 図書館におけるデジタルな提供へのイ

ンセンティブが働くよう、公的な助成制度⁹を改良する。

b. ユーザーの使い勝手を改善し、ユーザーの権利を保障する (17頁)

資料A-14. 技術的保護手段、互換性、私的複製 (195～205頁)

提言26. 視聴覚高等評議会(CSA)に技術的保護手段の規制を委ね、この任務を実効的に果たする体制を整える。CSAの権限をあらゆる技術的保護手段と権利管理情報に広げ、パブリック・ドメインに由来する作品やプログラムも対象とする。CSAに、自ら立件する権限を与える。CSAに予審の権限を与え、有用な情報へのアクセスを確保する。規則に基づく権限を、ソフトローの手法¹⁰で補完する。

提言27. 互換性を推進する。技術的保護手段と互換性との関係を明確にする¹¹。消費者団体にCSAへの事件付託権限を与える。オープンフォーマットの使用を推奨する¹²。デジタルな諸権利の互換性を促進する動きを支援する。競争法が厳格に適用されるよう注視する。

提言28. 技術的保護手段と私的複製の例外の関係を明確にする(コピー可能部数の下限を定める、消費者への情報提供義務を課す、消費者がCSAに事件付託する際の手続を簡素化する)。また、¹³オンライン利用について著作権の例外を認める範囲を拡張するよう主張する。

B. 創作者の報酬と創作活動への資金供給 (18頁)

資料B-1. 価値の移転 (209～217頁)

1. 創作者に作品のデジタル利用に伴う報酬を

⁹ 193頁(資料A-13末尾の提言25)では、ここに「(国立書籍センター(CNL)、書店支援の諸制度)」が入る。

¹⁰ 205頁(資料A-14末尾の提言26)では、ここに「(模範実務ガイドライン(guide de bonnes pratiques)や勧告)」が入る。

¹¹ 同頁(資料A-14末尾の提言27)ではここに「(特にフリーソフトについて)」が入る。

¹² 同様に、「(その具体的手段としては、デジタル文化サービスの助成にあたって、このようなフォーマットを用いている者を優先する、それを出版・製作・デジタル化支援の条件とする、利用義務の一環として業界ルールに盛り込む)」が入る。

¹³ 同頁(資料A-14末尾の提言28)では、ここに「2001/29指令の改正作業において、」が入る。

保障する（19頁）

a. 価値の配分を秩序あるものとする（19頁）

資料B-2. コンテンツとサービスの間の価値の配分（219～228頁）

提言29. 異業種間合意によって制定される部門別業界ルールの中に、出版社・製作者とオンラインサービス事業者との関係に関する条項を盛り込み、契約慣行を秩序付ける（一般的契約条件の透明性、前払金、最低売上保証、売上実績報告の方式…）。

提言30. CSAに、出版社・製作者とオンラインサービスとの間の価値の分配に関する調査研究を委嘱する。

資料B-3. 創作者の報酬（229～239頁）

提言31. 知的所有権法典の中に、オンライン利用に対する著作者と実演家の報酬に関する集団的合意(accords collectifs)を盛り込む。この合意は¹⁴、政令によってその創作部門全体に拡張され、関与率の最低限と売上の計算方法を定める。

提言32. ¹⁵著作者および実演家の権利の集中管理団体に、オンライン利用に対する報酬の集中管理を委ねる。

資料B-4. オンラインにおける音楽著作権の集中管理（240～251頁）

提言33. 集中管理に関する指令の検討、さらにはあらゆる国際交渉の場において、管理作品に排他的権利を認める決まりが変更されないよう注視する。

提言34. レコード製作者の代表が業界ルールの確立または／および実演家の最低報酬の導入を拒否する場合には、まずストーリーミング、次にダウンロードについて、著作隣接権の集中管理の実施を検討する。

提言35. 衡平な報酬を、一方向的ウェブキャストイングにも拡大適用する。

¹⁴ 239頁（資料B-3 末尾の提言31）ではここに「製作者および出版社の代表を一方の、著作者および実演家の代表を他方の当事者として締結されるものであり、」が入る。

¹⁵ 同頁（資料B-3 末尾の提言32）ではここに「オンラインサービス事業者から直接報酬を徴収し、権利者間で分配することができるように、」が入る。

資料B-5. デジタル時代の写真家の権利（253～260頁）

提言36. 写真家の著作者人格権および著作権の尊重を促すために、写真家団体がおこなう教育啓発活動を支援する。

提言37. 行動規範(code de bonne conduite)を¹⁶作り、イメージバンクや「著作権保有(DR)」表示が秩序正しく使われるようにする。「DR」を正しく表示しつつ、共同利用の通信社、写真家団体、または独立の写真家から調達した写真を用いていることを、ジャーナリズムへの助成の条件とする。

資料B-6. 違法に録画した舞台上演のデジタル伝達（261～267頁）

提言38. 舞台上演製作者のために、製作した舞台を録画することを許諾または禁じる、独自の権利を創設する。製作者はこの権利に基づいて、利用による収益から一括払いまたは出来高払いの報酬を受け取る権利を有する。

提言39. 演芸の生上演を録画した物のオンライン利用を、国立シャンソン・演芸・ジャズセンター(CNV)と施設劇場支援協会(ASTP)による支援制度の中に取り込む。

b. 私的複製補償金制度を強化し、作品利用方法の変化を先取りする（22頁）

資料B-7. 私的複製補償金制度（269～292頁）

提言40. 現行の委員会の正当な意見に従い、私的複製補償金の金額一覧表を政令で定める。この委員会に、関係省庁の代表とオンライン文化提供事業者の代表を、構成員として迎える。対象となる媒体やハードウェアの価格にあわせて、私的複製補償金額の上限を定める（知的所有権法典L. 311-5条）。

提言41. 集中管理団体の芸術文化活動を、作品のデジタルな伝達にも広げる。それにより、革新的なプラットフォームの支援やオンライン上の宣伝活動の支援が可能になる（同L.321-9条）。支援を受けたプロジェクトの概要を公表し、レポートを公開することにより、この資金の使い方を改良し、透明性を高める（同R. 321-8条）。

提言42. 私的複製補償金の計算にあたり、クラウドコンピューティングサービスからなされた複

¹⁶ 260頁（資料B-5 末尾の提言37）では、ここに「幅広い協議に基づいて」が入る。

製（同L.311-4条）をどれだけ算入すべきかを明らかにする。これについての実務の現状を正確に調べるため、実態調査を開始する。

c. 検索エンジンへのヒットに対する報酬請求権の創設に向けた検討を進める（24頁）

資料B-8. デジタル産業における価値の連鎖と検索エンジン（293～301頁）

提言43. 検索エンジンその他の情報検索事業者が提供するサービスのうち、どれが許諾（と報酬）を要する行為かを、欧州司法裁判所の判例と著作権高等評議会の研究成果に照らし、明らかにする。

2. 創作活動への資金供給にデジタル産業界をより貢献させる（25頁）

a. 映画および視聴覚支援会計を現代化し、映画の普及と頒布に関与する新たな産業を取り込む（25頁）

資料B-9. 映画および視聴覚製作の支援（303～312頁）

提言44. 見逃したテレビ番組をネット経由で無料視聴できるサービスから得られた広告収入にも、テレビ放送事業者の映画製作支援税(TST-E)を課す。

提言45. 公平な税制を取り戻すため、オンデマンドビデオ税を適正に徴収する。フランス国外の本拠地からフランスの公衆に向けておこなわれるオンデマンドビデオサービスにも課税する。課税範囲を、広告収入によってまかなわれているオンデマンドビデオサービスにも広げることが、技術的に可能かどうか調査する。オンデマンド視聴覚メディアサービス(SMAD)事業者や関連製品の小売業者（ビデオプラットフォーム、ネット接続端末メーカー、アプリストア等）にも、同税を課す。

b. 電気通信事業者の貢献を再考する（26頁）

資料B-10. 創作活動への資金供給と電気通信事業者（313～323頁）

提言46. 契約制有料テレビ放送事業者の映画製作支援税(TST-D)を廃止し、代わりに、電気通信事業者の総売上高に対する税を創設する。この税の税率は事業者の税負担を増大させないように計算される。また、税収は文化産業デジタル化支援会計(compte de soutien à la transition numérique des industries culturelles)の財源となる。ただし、この税が欧州司法裁判所の判決によ

って違法とされた場合は除く。

提言47. 欧州司法裁判所で違法の判決が出た場合、視聴覚サービスの提供状況に関する電気通信・郵便規制当局(ARCEP)の調査に基づき、視聴覚サービス提供事業者の活動全体を捕捉するよう、TST-Dを拡張する。

c. ネット接続機器のメーカーおよび輸入者を貢献させる（27頁）

資料B-11. 文化産業デジタル化支援会計（325～332頁）

提言48. 文化的コンテンツの蓄積ができ、それを読むこともできるインターネット接続機器への課税を導入する。

提言49. この税の税収によってまかなわれる特別割当会計を創設し、文化産業のデジタル化を支援するための活動（そして、長期的には、私的複製に対する権利者への補償）に資金を拠出する。

3. 新たな形の創作と新たな資金供給の方法を支援する（29頁）

資料B-12. デジタル創作の発展（333～337頁）

提言50. デジタルおよびマルチメディア芸術支援に関する地域圏文化事業局(DRAC)の活動を強化し、国のマルチメディア芸術創作支援体制(DiCréAM)の特派員をDRACごとに置いて、両者の活動を一体として強化する。また、国の施策の方向性を、大臣通達の形で示す。

提言51. 地域圏単位で戦略を文書化することにより、国、地方自治体、文化支援組織による施策相互の関連性を高める。

提言52. 新たな形の創作を支援している組織のために、「国立劇場」のラベルに倣った「国立デジタル劇場」のラベルを創設すべきかどうか、検討を開始する。

資料B-13. 参加型資金調達（クラウド・ファンディング）（339～344頁）

提言53. 参加型資金調達に適用されるべき法的枠組と、クラウドファンディングのプラットフォームを通じて集まった資金の税法上の位置付けを、明確にする。

C. 知的所有権の保護とアップデート（30頁）

1. 違法コピーとの闘いを営利目的侵害に方向転換する（30頁）

a. 非商業的交換に関する考察を深める（31頁）

資料C-1. 非商業的ファイル共有の合法化（347～357頁）

提言54. 非商業的ファイル交換の合法化に関する考察を深める。特に、合法的行為の外縁と、合法と認めるための法的根拠を、明確に定義する。

b. 三振ルール(réponse graduée)制度を緩和する（32頁）

資料C-2. 三振ルール実施総括（347～357頁）

資料C-3. 三振ルールの緩和（373～384頁）

提言55. 三振ルールと侵害の間の関連性を明確にする。個人的または組織的に富を増やしていることの証拠がない限り、侵害の責任追及をしないよう、検察に求める。著作権高等評議会(CSPLA)において、侵害の再定義に関する検討を始める。その際、権利者が被った損害と、問題とされる行為の目的が営利だったか否かを考慮に入れる。

提言56. 三振ルールの制度を緩和する。ネットユーザーの啓発に重点を移し、制裁としてのネット接続切断を廃止する。制裁を非刑事罰化し、減額する。ユーザーが同居者の侵害行為について結果責任を負わずに済むようにする。

提言57. こうして緩和された三振ルールの運用を、視聴覚高等評議会(CSA)に委ねる。それにより、著作権の保護を、デジタルな文化的提供物に関する包括的な政策の中に位置付ける。

提言58. 著作権やオンライン上の文化提供に関する啓発を、芸術・文化教育およびメディア教育の中に盛り込む。

資料C-4. オンラインの商業的侵害との闘い（385～397頁）

提言59. 侵害撲滅全国委員会(CNAC)の監督の下、知的所有権の権利者とインターネット中間業界¹⁷のそれぞれの代表に働きかけ、模範実務憲章

(charte de bonne pratique)の採択を促し、それに必要な調整をおこなう。

提言60. 関税法典を改正して、サイバー税関(Cyber Douane)¹⁸の権限を知的所有権侵害にも拡大する。知的所有権侵害の発見と確認の手続を、必ず被疑者から事情を聞くようにしつつ整備し、違反を繰り返している疑いのあるサイトをリストアップできるようにする¹⁹。

提言61. ミラーサイト探知装置の技術的な実行可能性を評価・推算する。実行可能であれば、裁判官の統制を受けた行政当局により、判決文の長期にわたる執行を可能とするために用いる。

提言62. インターネット上の犯罪行為の防止と停止のために、インターネット中間業界が果たす役割の全体的考察を、欧州規模で推進する。

c. 営利目的の侵害との闘いを強化する（34頁）

資料C-5. ホスティング業者の責任（399～406頁）

提言63. ホスティングサービス使用契約の約款に、知的所有権保護を盛り込むことを奨励する。

提言64. 部門ごとに、権利者と納本等を受け付ける公的機関の協力により、作品データベースと自動検知手段を用いて、インターネット上で流通する保護されたコンテンツを容易に探知するための取り組みを立ち上げる。

資料C-6. 参照を始めとする検索エンジンの役割（407～411頁）

提言65. 主要な検索エンジンとソーシャルメディアに働きかけ、侵害品取扱サイトやそれへのリンクを表示しない旨の行動規範(code de bonne conduite)を採択させる。

資料C-7. 経済的・資金的中間業者：「フォロワー・マネー」アプローチ（413～417頁）

提言66. クレジットカードや電子マネーの会社に、模範実務憲章へ署名するよう働きかける。署名した会社は、そのサービス利用約款に侵害との

ティング、検索エンジン、電子決済、ネット広告、プロバイダ、ドメイン名取得の各業界。

¹⁸ 395 頁によれば、2009 年に創設された電子商取引における詐欺対策サービス。

¹⁹ 397 頁（資料 C-4 末尾の提言 60）ではこの後、「そして、このリストを模範実務憲章に署名した業者に向けて公表する。」と続く。

¹⁷ 390 頁によれば、インターネット上のサイトが存在し、閲覧され、ビジネスに使われることに資するあらゆるサービスの業界をさす。主要なものとして、ホス

闘いを明記すること、知的所有権法違反を繰り返している疑いのあるサイトに対し、適切な措置をとることを約束する。

提言67. 広告代理店の職業団体の代表者に、模範実務憲章に署名するよう働きかける。署名した会社は、知的所有権法違反を繰り返している疑いのあるサイトの広告メッセージが、流布しないようにすることを約束する。

資料C-8. サイト閉鎖とドメイン名差し押さえ (419～423頁)

2. 知的所有権をデジタルの作品利用と調和させる (36頁)

a. 著作権制限規定を現代化する (36頁)

資料C-9. デジタル時代の変形的創作 (425～432頁)

提言68. 集中管理団体に、欧州共同体域内のプラットフォームと締結している契約を拡張し、追って定義する範囲の変形的作品も対象とするよう求める。

提言69. 著作権高等評議会(CSPLA)の監督の下、引用の例外を拡張し、「創作的または変形的」な目的の、非商業的な利用行為を加えることにつき検討する。

資料C-10. デジタル利用と教育目的の著作権制限 (433～440頁)

提言70. 教育目的の例外²⁰を定義し直し、デジタル利用を含める。その際には、新たな教育実践や技術的手段の発展を害しないよう、特に、教員間の協力的な実践の妨げにならないように配慮する。

提言71. 教員の制作したデジタルリソースをクリエイティブ・コモンズ・ライセンスの下で開放するよう促し、パブリック・ライセンスつき教材の開発を奨励する。

提言72. 法的例外に服するか否かを問わず、すべての種類の著作物について、教育利用全般を対象とする強制的集中管理の制度を導入する。

資料C-11. 障害者の例外 (441～446頁)

提言73. 障害者の例外を実効的なものとする。

²⁰ 440頁(資料C-10末尾の提言70)では、ここに「(知的所有権法典L. 122-5条3項)」が入る。

障害者向けコンテンツ作成団体に、オープンかつ変換可能な規格で作られたファイルを実際に供給し、障害者の直面する制約に応じたファイルが作成できるようにする。デジタル化の補助を受けるための条件として、補助を受ける者が、デジタル化された作品のソースファイルをPLATONプラットフォーム²¹に寄託することを義務付ける。認可された団体によるファイル変換技術への投資を支援し、それによって開発されたツールが団体間で共有されるよう促す。障害者向けコンテンツ全体を網羅する統一データベースを創設し、認可された団体や個人がアクセスできるようにする。

b. デジタル化されたパブリック・ドメインを守り、活用する (38頁)

資料C-12. デジタル・パブリック・ドメイン (447～454頁)

提言74. デジタルな世界におけるパブリック・ドメイン保護を強化する。知的所有権法典において、パブリック・ドメインの積極的な定義を確立する。パブリック・ドメイン作品の忠実な複製もまた、パブリック・ドメインにあることを明記する。パブリック・ドメインのほうが、付随的に生じる権利よりも優位にあることを明示する。

提言75. デジタル化されたパブリック・ドメインの伝播を妨げることなく、その価値を高める。公私協力方式でデジタル化された際になされがちなデータの独占に、一定の枠をはめる。編集・解説や付随的サービス²²による高付加価値化の取り組みを支援する。

c. 自由ライセンスの知名度を上げる (38頁)

資料C-13. 自由ライセンス (455～460頁)²³

提言76. 知的所有権法典を改正し、著作者らが予め作品の翻案を認めたり、保護期間満了前に作品をパブリック・ドメインに戻したりすることを可能にする。

²¹ PLATEforme de Transfert des Ouvrages Numériques (デジタル作品転送プラットフォーム)。フランス国立図書館が2010年6月から運用しており、出版社から提供された作品のデジタルデータをストックし、視覚障害者を支援する一定の施設や法人の求めに応じ、メタデータを付して転送する。施設や法人は、点訳終了後に元のデータを消去しなければならない。442頁。

²² オンデマンド印刷がその代表例。453頁。

²³ 455頁によれば、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス、オープン・ナレッジ・ファウンデーションのライセンス、GPLライセンス等の総称。

提言77. 集中管理団体の認可更新の機会を利用し、団体に対し、会員が管理作品を自由ライセンスに委ねうる旨を定款に規定することや、また、会員向けに自由ライセンスの活用に関する研修を実施することを推奨する。

提言78. 公の補助金を受けたプロジェクトにおいて、自由ライセンスの採用を奨励する。そのために、例えば、自由ライセンスの下に公開すべき作品の比率の最低限度を設ける。

3. メタデータへのアクセスを容易にする（39頁）

資料C-14. 文化的メタデータ（461～471頁）

提言79. 納本等を受け付ける公的機関の監督の下、集中管理団体および職業団体と協力して、メタデータのオープンなレジストリを創設する。実行可能性に関する研究を立ち上げ、関係各所に、以下のような計画を周知する。1) 作品および権利者の特定のためのポータルサイトの創設、2) 簡素化された許諾付与手続の案出。

提言 80. 製作およびデジタル化のためのあらゆる補助金に、レジストリの管理者が推奨する形式のメタデータを提供するという条件を付す。

(2013年9月30日受付)
(2013年12月18日採録)